

旧秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の無償譲渡に関する募集要項

1. 目的

この要項は、本市の移住・定住促進及び地域活性化に資するため、本市が所有する旧秋田銀行阿仁合支店社員用住宅について、無償譲渡の募集に関する事項を定めるものである。

2. 対象物件（土地及び建物）

A棟 所在地：秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町57番地1

用地面積：382.93㎡

建物面積：107.65㎡

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

建築年月日：平成7年10月5日

B棟 所在地：秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町8番地

用地面積：362.83㎡

建物面積：124.21㎡

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

建築年月日：平成5年1月29日

C棟 所在地：秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町64番地2

用地面積：365.81㎡

建物面積：98.66㎡

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

建築年月日：昭和53年9月

(固定資産評価額)

| | 住所 | 固定資産評価額(円) | | |
|----|---------------|------------|-----------|-----------|
| | | 家屋 | 土地 | 合計 |
| A棟 | 阿仁銀山字下新町57番地1 | 1,714,741 | 1,280,517 | 2,995,258 |
| B棟 | 阿仁銀山字下新町8番地 | 1,377,025 | 1,097,197 | 2,474,222 |
| C棟 | 阿仁銀山字上新町64番地2 | 757,823 | 1,183,029 | 1,940,852 |

※間取りや設備等の詳細は、別紙「対象物件の詳細について」のとおり

3. 利用用途

本市への移住定住、または新規事業展開や地域活性化等に寄与する用途に対して譲渡することができる。

ただし、次に該当する場合は譲渡できない。

- ① 公序良俗に反するもの、その他社会通念上不適切であるもの
- ② 産業廃棄物置場や振動、騒音、悪臭等の管理上又は環境保全上不適切であるもの
- ③ その他譲渡を行うにあたり、ふさわしくないと認められるもの

4. 応募資格

応募資格は、次の（１）のいずれかに該当する者とし、かつ（２）のすべてに該当する者とする。

（１）次のいずれかに該当する者

- ① 令和２年度中に北秋田市に移住した者、または令和３年度中に北秋田市に移住を予定している者
- ② 新規事業展開や地域活性化等に寄与する用途で、対象物件を利用する者

（２）上記該当者のうち、次のすべてに該当する者

- ① 入居予定者全員が北秋田市内に家屋を所有していないこと
- ② 市区町村税に滞納がない者
- ③ 町内会等の地域活動に積極的に取り組むことができる者
- ④ 反社会的勢力等ではなく、若しくはそれらと密接な関係にない者

5. 申込等

（１）募集期間

令和３年４月13日（火）～令和３年４月30日（金）

（２）申込方法

旧秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲受申込書（様式第１号）に必要事項を記入の上、次の書類を添えて令和３年４月30日（金）（必着）までに持参または郵送で提出するものとする。

ア 誓約書（様式第２号）

イ 住民票謄本（世帯員全員）

ウ 納税証明書、または非課税証明書

エ 北秋田市移住希望登録フォーム（すでに北秋田市民の場合は不要）

※新規事業展開や地域活性化等に寄与する目的で利用する者については、次のオ～クの書類も併せて提出すること

オ 利用計画書（任意様式）

カ 収支計画書（任意様式）

キ 法人登記事項証明書（全部事項）

ク 決算書または確定申告書の写し（直近２年分）

ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 物件内覧

住宅の内覧は、募集期間（令和3年4月13日～4月30日）で受付けするものとする。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、現地内覧を受け付けない可能性あり

(4) 申込・内覧受付場所・問い合わせ先

北秋田市総合政策課 移住・定住支援室（北秋田市役所本庁舎2階）

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

TEL 0186-62-8002 / E-mail iju@city.kitaakita.akita.jp

6. 審査会

(1) 審査会

申込者の対象物件への入居決定に関する審査を行うため、旧秋田銀行阿仁合支店社員用住宅入居者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査委員

審査委員は、副市長（委員長）、総務部長、総合政策課長、外部委員（秋田銀行鷹巣支店長兼阿仁合支店長）をもって構成する。

7. 申込者の審査等

(1) 申込者の審査は、1次選考として書類審査を行い、審査結果は申込者全員に通知する。

(2) 1次選考の合格者は、令和3年5月14日（金）に面接（オンライン可）による2次選考を行う。2次選考の日時及び場所は1次選考の結果とともに通知する。2次選考では、面接により採点を行い、点数の高い者から順に入居希望物件を内定する。2次選考の審査結果は、申込者全員に通知する。

(3) 申込者は、審査過程及び審査結果に対して不服や異議等の申し立てを行わないことを予め承諾すること。

8. 譲渡について

(1) 契約

譲受人予定者は、契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び収入印紙等）を提出するものとする。なお、契約締結日は議会の議決を経た日に決定する。

(2) 引渡し等

現状での引渡しを行い、引渡し後の公租公課は譲受人の負担とする。

(3) 所有権移転登記

譲渡物件の所有権は、契約締結した日に移転する。その後の所有権移転登記の手続きやそれに係る一切の費用は、譲受人の負担とする。

(4) 譲渡制限

譲渡契約を締結してから5年未満は、相続による場合を除き、本市の承諾を得ずに譲受人が第三者へ譲渡することはできない。

9. 契約の解除

市長は、譲受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し対象物件の土地及び建物の原状回復と返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みその他不正な行為により対象物件を譲り受けたと認められるとき
- (2) 譲受人が譲渡契約の締結日から5年未満に、本市の承諾を得ずに第三者へ譲渡したとき
- (3) その他市長が不相当と認めたとき

10. スケジュール（予定）

| 日程 | 項目 | 備考 |
|------------------|-----------------|--------|
| 4月7日(水)～4月30日(金) | 申込受付期間 | 随時内覧受付 |
| 5月7日(木) | 1次選考結果、2次選考日時通知 | |
| 5月14日(金) | 2次選考(面接)実施 | オンライン可 |
| 5月19日(水) | 2次選考結果、入居物件内定通知 | |
| 6月下旬 | 議会(譲受人の決定) | |
| 7月 | 契約締結、所有権移転登記 | |
| 7月以降 | 入居案内 | |